

稲沢市立稲沢中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

◎ いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなる可能性があります。本校では、“いじめはすべての生徒に関係する重大な問題である”ととらえ、教職員が日頃からささいな兆候も見逃さないように努めるとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。

「稲沢市立稲沢中学校いじめ防止基本方針」を、以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

いじめの未然防止の取組

- ・ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- ・ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を重視し、命を大切にし、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ・ 情報モラル教育を推進し、タブレット・スマートフォン等を利用する際のルールやマナーを理解させ、ネットいじめの加害者にも、被害者にもならないよう、家庭との連携を深めながら継続的に指導します。

いじめの早期発見の取組

- ・ 学校生活に関するアンケートや教育相談を定期的（年3回程度）に実施し、生徒の小さな変化（サイン）も見逃さないように努めます。
- ・ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ・ スクールカウンセラー・心の教室相談員との面談や外部の相談機関等と連携・協力し、生徒が相談しやすい環境を整えます。
- ・ ささいな兆候も見逃さないよう、生徒の様子を観察し、定期的に「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、情報の収集や共有を図ります。

いじめに対する措置

- ・ いじめの発見や通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ・ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応します。
- ・ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ・ いじめが起きた集団への積極的なはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに取り組みます。
- ・ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して進めます。

【重大事態への対応】

- ・ 重大事態が発生した場合は、被害者の心のケアを最優先にし、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告や当該事態の調査等を行い、重大事態の解決に向けて取り組みます。



《学校の取組に対する検証・見直し》

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、常に見直し、実効性のある取組になるよう努めます。
- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年2回程度実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行います。